

西脇市役所地球温暖化対策実行計画

平成 24 年 3 月

西脇市

目次

第1章	計画策定の背景	1
1	地球温暖化問題の概要	1
2	国際的な動きと我が国の対応	1
3	西脇市の地球温暖化対策	2
4	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」への対応	2
第2章	計画の基本的事項	3
1	計画の目的	3
2	計画の位置付け	3
3	計画期間及び基準年度	4
4	計画の対象範囲	4
5	計画の対象とする温室効果ガスの種類	4
第3章	基準年度の温室効果ガス排出量	5
1	温室効果ガス排出量算定方法の概要	5
2	温室効果ガス排出量の算定結果	7
第4章	温室効果ガス排出量の削減目標	9
1	削減目標	9
第5章	温室効果ガス排出削減のための取組	10
1	取組の体系	10
2	取組の方向性	10
3	具体的な取組内容	11
4	重点取組	15
第6章	計画の推進体制	18
1	推進体制	18
2	計画の点検・評価方法	19
3	実施状況の公表	20

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題の概要

地球温暖化とは、人間の活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が放出されずに温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化の影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなど異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなど熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

2 国際的な動きと我が国の対応

国際的な取組としては、1992年（平成4年）に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年（平成6年）には条約が発効しました。

1997年（平成9年）には、国連気候変動枠組条約第3回締約国会合（COP3）が開催され、国際的な取り決めとなる「京都議定書」が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の期間に、1990年（平成2年）レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的な動きを受けて、我が国では1998年（平成10年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、その中で、都道府県及び市町村は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられました。

2009年（平成21年）には、国連の気候変動サミットにおいて政府は、中期目標として「1990年（平成2年）比で2020年（平成32年）までに25%削減することを目指す。」と表明しました。

こうした中、2011年（平成23年）、東北地方太平洋沖地震及びその影響による福島第一原発事故が発生したことにより、我が国のエネルギー事情は急変し、今後の温暖化対策に多大な影響を与えています。

2011年（平成23年）には、国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）が開催され、2012年（平成24年）末で期限を迎える「京都議定書」の温室効果ガス削減義務期間の延長が決定されたほか、2020年（平成32年）に全ての国が参加する新枠組を発効させることを盛り込んだ「ダーバン合意」が採択されました。我が国は「京都議定書」の延長期間には参加せず、新枠組まで自主的な取組を実施していくこととなりました。

3 西脇市の地球温暖化対策

西脇市では、前計画を平成19年7月に策定し、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間として、西脇市が実施する事務及び事業からの温室効果ガス排出量を平成18年度比で5.0%削減することを目標として取り組んできました。

しかしながら、平成22年度における排出量は平成18年度比で16.3%増加しており、目標達成は困難な状況となっています。

これは、計画期間中に西脇病院の建て替えがあり、西脇病院における排出量が増加したことが原因の一つと考えられます。建て替えの際には、コージェネレーションやヒートポンプシステム等の省エネ設備を導入するなど、排出量の抑制に努めましたが、床面積の増加や医療機器・OA機器の増設等が影響し、全体としては増加となりました。西脇病院を除く他の施設における平成22年度の排出量は、平成18年度比で4.0%減となっており、ほぼ目標どおりの削減ペースとなっています。

また、平成23年度には新たな「西脇市環境基本計画」を策定し、地球環境の保全に貢献するまちづくりを基本目標の一つとして掲げ、西脇市も一事業者として地球温暖化防止に向け、温室効果ガス抑制のための対策に取り組んでいくこととしています。

4 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」への対応

平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）が改正され、平成22年10月1日付けで西脇市（市長部局）は「特定事業者」として指定され、また、西脇病院は「第二種エネルギー管理指定工場等」として指定されました。

特定事業者には、合理的なエネルギーの使用が求められ、「エネルギー管理体制の構築」、「計画書及び報告書の提出」等が義務付けられています。省エネ法は、1970年代の石油危機を契機として燃料資源の有効な利用の確保とエネルギーの使用の合理化を総合的に進めることなどを目的として制定されたものであり、本計画とは目的を異にしていますが、取組内容は類似しており、その取組は、地球温暖化防止にもつながることから、省エネ法との整合性を図った取組を推進していく必要があります。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、西脇市の事務及び事業から排出される温室効果ガスを抑制することによって、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

また、付随する狙いとして次の3つの効果を期待しています。

- (1) 市内でも相当量の温室効果ガスを排出している事業者及び消費者として、環境保全のための取組を率先して実行することにより、市民や他の事業所などの取組を促進すること。
- (2) 地球温暖化防止に向けた取組を職員が実践することで、職員の環境に関する意識が向上すること。
- (3) エネルギー等の消費を抑制することで、西脇市の光熱水費の削減を図ること。

2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3の規定に基づき策定するもので、西脇市が実施する事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスを抑制するための措置について定めたものです。

(参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3

(地方公共団体実行計画等)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画期間及び基準年度

本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、基準年度は、温室効果ガス排出量の把握が可能な直近の年度である平成22年度とします。

ただし、計画の内容については、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、西脇市が行う全ての事務及び事業とし、対象とする施設は、出先機関を含めた西脇市の全ての施設とします。ただし、外部への委託等により実施する事務及び事業（指定管理施設を含む。）は本計画の対象範囲外とします。この場合、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

5 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定められた温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン（PFC）と六フッ化硫黄（SF₆）については、本市の事務及び事業において、その使用がないと考えられるため、本計画においては算定の対象外とします。

■温室効果ガスの種類と主な発生源

温室効果ガス	主な発生源	市の事務・事業での主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼等	エネルギー（電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油等）の使用
メタン (CH ₄)	自動車の走行等	公用車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行等	公用車の走行
ハイドロフルオロ カーボン（HFC）	カーエアコン・冷蔵庫の 冷媒等	カーエアコンの冷媒
パーフルオロ カーボン（PFC）	半導体の製造時等	—
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気の絶縁体等	—

第3章 基準年度の温室効果ガス排出量

1 温室効果ガス排出量算定方法の概要

各温室効果ガス排出源からの排出量は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成19年3月、環境省）に基づき次のとおり算定します。

(1) 二酸化炭素排出量

燃料使用に伴う排出量＝燃料使用量×排出係数

電気使用に伴う排出量＝電気使用量×排出係数

(2) メタン排出量

自動車の走行に伴う排出量＝自動車の走行量×排出係数

(3) 一酸化二窒素排出量

自動車の走行に伴う排出量＝自動車の走行量×排出係数

笑気ガス使用に伴う排出量＝笑気ガスの使用量×排出係数

(4) ハイドロフルオロカーボン排出量

カーエアコンの使用時の漏出に伴う排出量＝カーエアコンの台数×排出係数

(5) 温室効果ガス総排出量

各温室効果ガス排出量に次の地球温暖化係数を乗じて得られた量の和

■地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,300

※ 出展：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条

※ 地球温暖化係数：二酸化炭素を1とし、それ以外の温室効果ガスを二酸化炭素に換算するための係数

■ 温室効果ガス排出係数

対象ガスの種別	調査項目		単位	排出係数	
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の 燃焼	ガソリン	L	2.32	
		灯油	L	2.49	
		軽油	L	2.58	
		A重油	L	2.71	
		液化石油ガス (LPG)	kg	3.00	
		都市ガス	m ³	2.23	
	電気使用量	kWh	0.281		
メタン (CH ₄)	ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.00001	
		普通・小型乗用車 (大)	km	0.000035	
		軽自動車	km	0.00001	
		普通貨物車	km	0.000035	
		小型貨物車	km	0.000015	
		軽貨物車	km	0.000011	
		特殊用途車	km	0.000035	
	軽油	普通・小型乗用車	km	0.000002	
		普通・小型乗用車 (大)	km	0.000017	
		普通貨物車	km	0.000015	
		小型貨物車	km	0.0000076	
		特殊用途車	km	0.000013	
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.000029
			普通・小型乗用車 (大)	km	0.000041
			軽自動車	km	0.000022
普通貨物車			km	0.000039	
小型貨物車			km	0.000026	
軽貨物車			km	0.000022	
特殊用途車			km	0.000035	
軽油		普通・小型乗用車	km	0.000007	
		普通・小型乗用車 (大)	km	0.000025	
		普通貨物車	km	0.000014	
		小型貨物車	km	0.000009	
		特殊用途車	km	0.000025	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		HFC-134a封入カーエアコンの使用	台	0.01	
一酸化二窒素 (N ₂ O)		笑気ガス	kg	1	

※ 出展：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条

電気事業者別排出係数（平成22年度）

※ 本計画の実施状況の評価のための算定には、原則として排出係数を固定して、同じものを使用することとします。

2 温室効果ガス排出量の算定結果

■ 基準年度（平成22年度）の温室効果ガス総排出量

7,522.9 t-CO₂

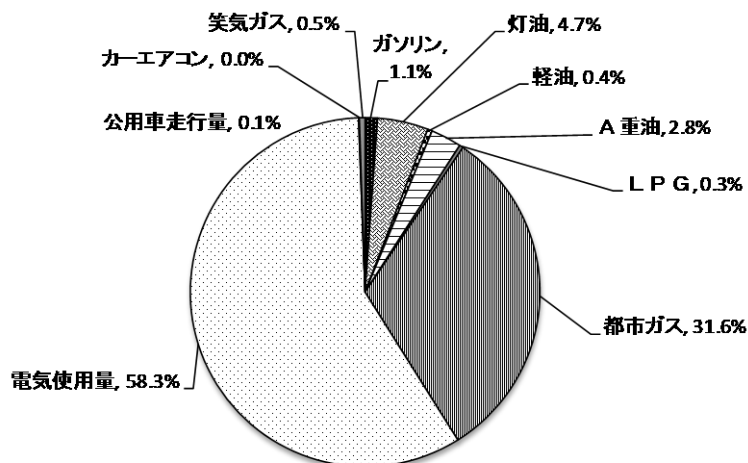
基準年度（平成22年度）における西脇市の事務及び事業から排出された温室効果ガス排出量は7,522.9t-CO₂です。このうち、電気の使用による排出量が最も多く総排出量の58.3%を占めており、次いで、都市ガスの使用による排出量が31.6%となっています。これら2項目からの排出量は6,766.8t-CO₂であり、総排出量の89.9%を占めています。

また、温室効果ガス種別の内訳としては二酸化炭素が99.4%と大部分を占めており、次いで一酸化二窒素が0.6%となっています。

■ 排出源別排出量

項目		基準年度（平成22年度）			
		使用量	単位	排出量(t-CO ₂)	構成比
燃料 使用 量	ガソリン	36,788.8	L	85.4	1.1%
	灯油	142,258.0	L	354.2	4.7%
	軽油	12,189.4	L	31.4	0.4%
	A重油	79,000.0	L	214.1	2.8%
	LPG	8,629.3	kg	25.9	0.3%
	都市ガス	1,067,643.0	m ³	2,380.8	31.6%
電気使用量		15,608,675.8	kWh	4,386.0	58.3%
公用車の走行量		523,957.0	km	4.0	0.1%
HFC-134a封入カーエアコンの使用		75.0	台	1.0	0.0%
笑気ガス使用量		129.2	Kg	40.1	0.5%
総排出量				7,522.9	100.0%

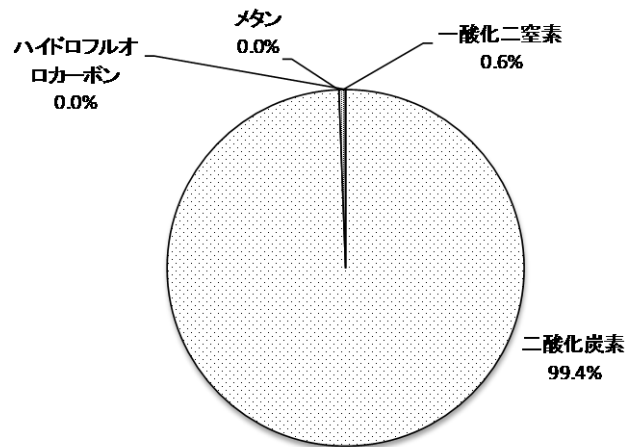
※ 数値は四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。



■ 温室効果ガス種別排出量

ガス種別	排出量 (t-CO ₂)	構成比
二酸化炭素 (CO ₂)	7,477.9	99.4%
メタン (CH ₄)	0.1	0.0%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	43.9	0.6%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1.0	0.0%
合 計	7,522.9	100.0%

※ 数値は四捨五入しているため合計値が合わない場合があります。

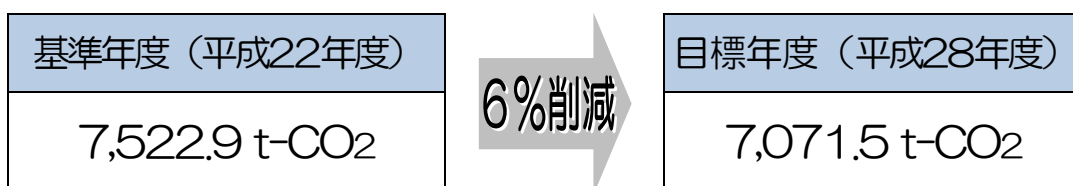


第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 削減目標

西脇市の事務及び事業からの温室効果ガス排出量を平成28年度までに基準年度（平成22年度）と比較して6%削減することを目標とします。

平成28年度までに温室効果ガス総排出量を
基準年度（平成22年度）から **6%** 削減します。



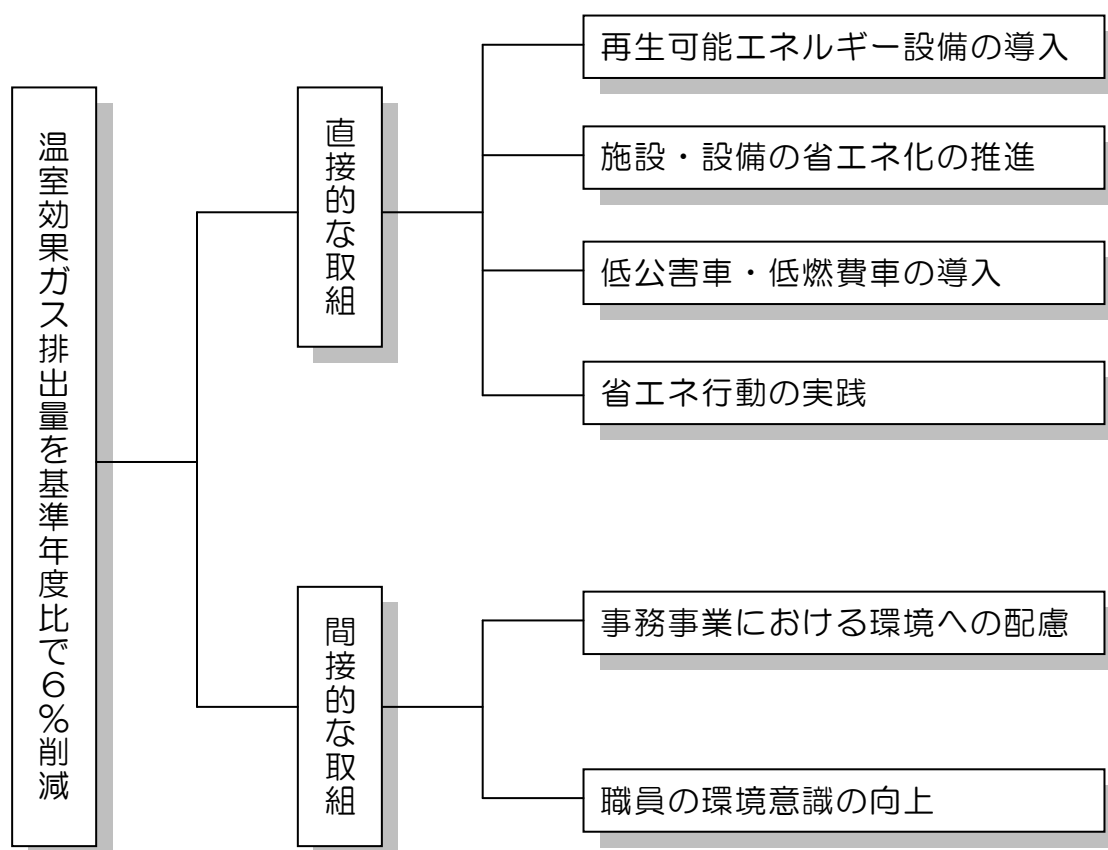
【目標の考え方】

西脇市（市長部局）は、省エネ法に基づく「特定事業者」に指定されたことにより、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減することが求められています。これと整合を図り、温室効果ガス排出量についても年1%以上削減することとし、基準年度（平成22年度）から目標年度（平成28年度）までの6年間で6%削減することを目指します。

第5章 温室効果ガス排出削減のための取組

1 取組の体系

温室効果ガス排出量削減のための取組について、削減に直接的に影響する取組と間接的に影響する取組に大きく区分して整理します。



2 取組の方向性

温室効果ガス排出削減のためには、照明機器やOA機器の適正管理による節電対策等、職員一人ひとりの省エネ行動によるソフト面での対策が重要です。これらの行動を確実なものにするため、温暖化防止に対する意識の向上を行うとともに、実施状況について適切にフォローアップすることにより取組を徹底します。

一方、ソフト面の対策はこれまでも実施してきており、排出量の削減をこれ以上期待することには限界があるため、今後は、省エネ機器への切り替え、照明・空調の高効率化や太陽光発電の導入等、ハード面での対策が重要となってきます。しかしながら、これらの対策には費用を伴うことから、省エネ診断を活用するなど費用対効果を見極めながら、導入する設備、規模、時期等を検討するほか、有効な財源確保対策についても検討し、取組を着実に推進します。

3 具体的な取組内容

(1) 直接的な取組

① 再生可能エネルギー設備の導入

- 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を検討し、積極的な導入に努める。
 - ・太陽光発電
 - ・木質バイオマスボイラー
 - ・太陽熱利用機器（ソーラーシステム）
 - ・地中熱を利用したヒートポンプ設備
 - ・小水力発電

など

② 施設・設備の省エネ化の推進

- 照明機器は、LED等の省エネ型のものを導入する。
- パソコン等のOA機器は、省エネ型のものを導入する。
- その他設備についても、省資源型、省エネ型のものを導入する。
- コージェネレーション、蓄熱システム等のエネルギー利用効率の高いシステムを導入する。
- 断熱性の向上、採光、通風の最適化を検討する。
- 省エネ法の中長期計画に基づき計画的に施設の省エネ化を図る。
- 省エネ診断を実施する。
- ESCO事業の導入を検討する。

※ESCO事業とは

ESCO事業者が、対象建物の省エネルギー改修に係る設計・施工・運転指導等を一括して行い、その結果得られる省エネルギー効果を保証するとともに、その一部を報酬として受け取り、省エネルギー改修に要した費用を賄う事業のこと。

③ 低公害車・低燃費車の導入

- 公用車に低公害車・低燃費車を導入する。

④ 省エネ行動の実践

④-1 空調機器の適正管理

- 設定温度を冷房28度、暖房19度にする。
- 運転時間を短縮する。
- 使わない会議室等の空調はこまめに切る。
- クールビズ、ウォームビズを徹底する。

- 緑のカーテン、ブラインド等により日射を遮る。
- フィルターを定期的に清掃する。
- ストーブは室温19度を目安に管理し、使用期間、使用時間を抑制する。

④-2 O A 機器の適正管理

- パソコンの節電を徹底する。
 - ・スタンバイモードの活用
 - ・長時間使用しないときは電源オフ
 - ・モニターの照度を下げる。 など
- コピー機の節電を徹底する。
 - ・節電モードの活用
 - ・長時間使用しないときは電源オフ
- その他O A 機器の節電を徹底する。
 - ・プリンタの電源オフ
 - ・退庁時等、長時間使用しない時は、コンセントから電源プラグを抜いたり、スイッチ付電源タップを活用するなど待機電力の削減に努める。

④-3 照明機器の適正管理

- 始業前や昼休みは支障のない範囲で消灯する。
- 晴天時の窓際、未使用スペースは支障のない範囲で消灯する。
- 会議室、トイレ等の照明は使用后必ず消灯する。
- 残業時の照明は、必要箇所以外消す。
- 屋外照明等は安全の確保に支障のない範囲で消灯する。
- 照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する。

④-4 給湯機器の適正管理

- ボイラーの適正使用・効率的な運転管理に努める。

④-5 その他機器の適正管理等

- 荷物の運搬以外はエレベーターの使用は控える。
- 気候の良いときは自動ドアを解放しておく。
- ノー残業デーを徹底する。
- 出張時にはできるだけ公共交通機関を利用する。

④-6 公用車におけるエコドライブの実践

- エコドライブを徹底する。
 - ・ふんわりアクセル（5秒で時速20kmが目安）
 - ・アイドリングストップ
 - ・加減速の少ない運転
 - ・早めのアクセルオフ

- ・余分な荷物は積載しない。
 - ・タイヤの空気圧を適正に保つ。
 - ・市内通行規制を事前に通知し、無駄な走行を避ける。 など
- 近距離の移動では、できるだけ車を使用しない。
- 合理的な走行ルートを心がけ、走行距離を抑える。
- 職員向けエコドライブ講習会を実施する。

(2) 間接的な取組

① 事務事業における環境への配慮

①-1 紙類使用量の削減

- 資料の簡素化、ワンペーパー化を図る。
- 資料等の配布先の見直しを行う。
- 両面コピー、縮小コピーを行い、コピー用紙の削減を図る。
- 不要となった片面コピー済用紙は、必ず裏面を使用する。
- 庁内の事務連絡用には、なるべく使用済用紙を使用する。
- コピー時には、不注意によるミスをなくし、ムダが出ないようにする。
- 庁内グループウェアを有効に活用する。
- 全共有フォルダを活用し、資料の共有化を図る。

①-2 ごみの減量・分別

- 紙ごみ回収を徹底する。
- 機密文書のリサイクルに努める。
- 事務用品、備品等の長期使用を図る。
- 古封筒を再利用する。
- 使い捨て製品の購入を避ける。
- プリンタのトナーカートリッジは、全て詰め替え製品を使用する。
- 購入時のレジ袋は断る。

①-3 グリーン購入の推進

- 事務用品は、エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルがついた商品を購入する。
- コピー用紙等は再生紙が使用されている製品を購入する。
- 長期使用が可能な製品を選んで購入する。
- 過剰に包装された商品の購入を極力避ける。

①-4 節水の推進

- 定期的に水漏れ点検を行う。
- 節水に心がけ、トイレ使用時の2度流し等を控える。
- 雨水利用システムの導入を検討する。

①-5 公共工事における環境配慮

- 建設材料は、再生材料やリサイクル可能なものを積極的に活用する。
- 建築副産物の発生抑制に努める。
- 建設機械は、排出ガス対策型など環境に配慮したものを使用する。

② 職員の環境意識の向上

- 職員に対し、環境に関連した研修、啓発を行う。
- 本計画の実施状況を庁内グループウェアで提供する。
- 職員は、自らの行動を環境行動評価シートによりチェックする。
- ノーマイカーデーには、徒歩、自転車、公共交通機関、乗り合い等で通勤する。
- 機会を通じて市民に環境に関連した啓発を行う。
- 職員は、家庭においても省エネ等、環境に配慮した取組を行う。

4 重点取組

本計画では、温室効果ガス排出削減に直接的に影響する取組のうち、高い効果が期待できるハード面での対策を着実に推進していくため、これらを重点取組として設定します。

重点取組 ① 再生可能エネルギー設備の導入

太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー設備の導入を検討し、公共施設への積極的な導入に努めます。

【取組目標①】

◆太陽光発電設備の導入 合計 100kw

➡ 【効果】 約 28 t -CO₂ (約 0.4%) の削減

【取組目標②】

◆木質バイオマスボイラーの導入 1基

➡ 【効果】 約 189 t -CO₂ (約 2.5%) の削減

【導入方針】

- 施設の新築時や耐震工事等の大規模改修時には、太陽光発電、太陽熱利用、地中熱利用等の導入について必ず検討を行い、可能な限り導入します。
- 既存施設への太陽光発電設備の設置については、設置の可否や啓発効果等を勘案しながら導入計画を作成し、計画的に導入します。
- 電力の全量買取制度を活用した太陽光発電施設の設置について検討を行います。
- ボイラーの新設・更新の際には、定住自立圏構想に基づき、必ず木質バイオマスボイラーの導入を検討し、可能な限り導入します。
- 水道施設については、高低差を利用した小水力発電について検討を行います。
- 再生可能エネルギー設備を導入する際には、国庫補助等、有効な財源の確保に努めるほか国内クレジット等の活用についても検討します。

重点取組 ② 施設・設備の省エネ化の推進

省エネ改修や省エネ機器等への更新により、エネルギー使用量の削減に努めます。

【取組目標】

◆省エネ診断に基づく省エネ改修の実施 3箇所

【導入方針】

- 耐震工事等の大規模改修時には、照明や空調の高効率化など省エネ改修の実施についても必ず検討を行い、可能な限り実施します。
- 照明機器の設置・更新時には、必ず省エネ型のものを導入します。

《照明機器の導入方針》

箇所	導入照明
共用部（廊下、トイレ、玄関ホール等）のダウンライト系	LED
誘導灯	LED
点灯時間が長時間で、電気使用量の削減が期待できる箇所	LED、無電極ランプ等
取り替え困難な高所等、長寿命のメリットが活かせる箇所	LED、無電極ランプ等
執務室、教室等の直管蛍光灯	Hf型蛍光灯 ※照度、ちらつき等、適性を考慮しながら一部で試験的にLEDを導入
道路照明	セラミックメタルハライドランプ、無電極ランプ等

※上記が困難な場合は、可能な限り省エネ型のものを選択する。

- パソコン等のOA機器の更新時には、必ず省エネ型のものを導入します。
- 省エネ法の中長期計画に基づき、計画的に省エネ機器の導入を進めます。
- 省エネ診断等を活用し、効果的な省エネ化に努めます。
- 施設の新築、増築時には、エネルギーの高効率利用のほか、断熱性の向上、採光、通風の最適化を検討します。
- 省エネ改修や省エネ機器等への更新の際には、国庫補助等、有効な財源の確保に努めるほか国内クレジット等の活用についても検討します。

重点取組 ③ 低公害車・低燃費車の導入

公用車に低公害車や低燃費車を積極的に導入していきます。

【取組目標】

◆低公害車・低燃費車の導入 15台

➡ 【効果】約 7 t-CO₂（約 0.1%）の削減

【導入方針】

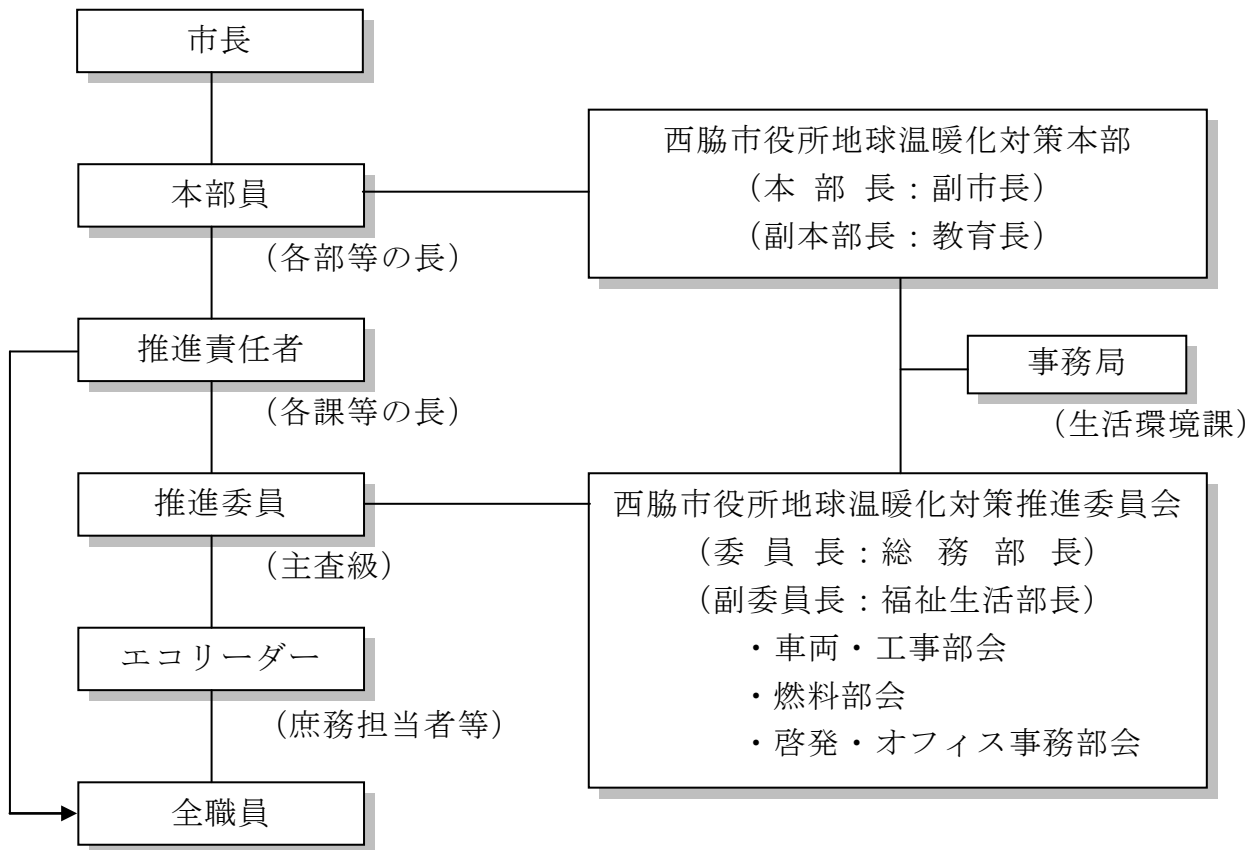
- 今後導入する公用車については、原則として全て低公害車・低燃費車とします。
- 導入に当たっては、ハイブリッド車、電気自動車の導入を優先して検討し、困難な場合は、軽自動車等の一般車の中でもより排出ガスの少ない自動車を導入します。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

本計画を実行するための推進体制は、次のとおりとします。

■ 推進体制



■ 主な役割

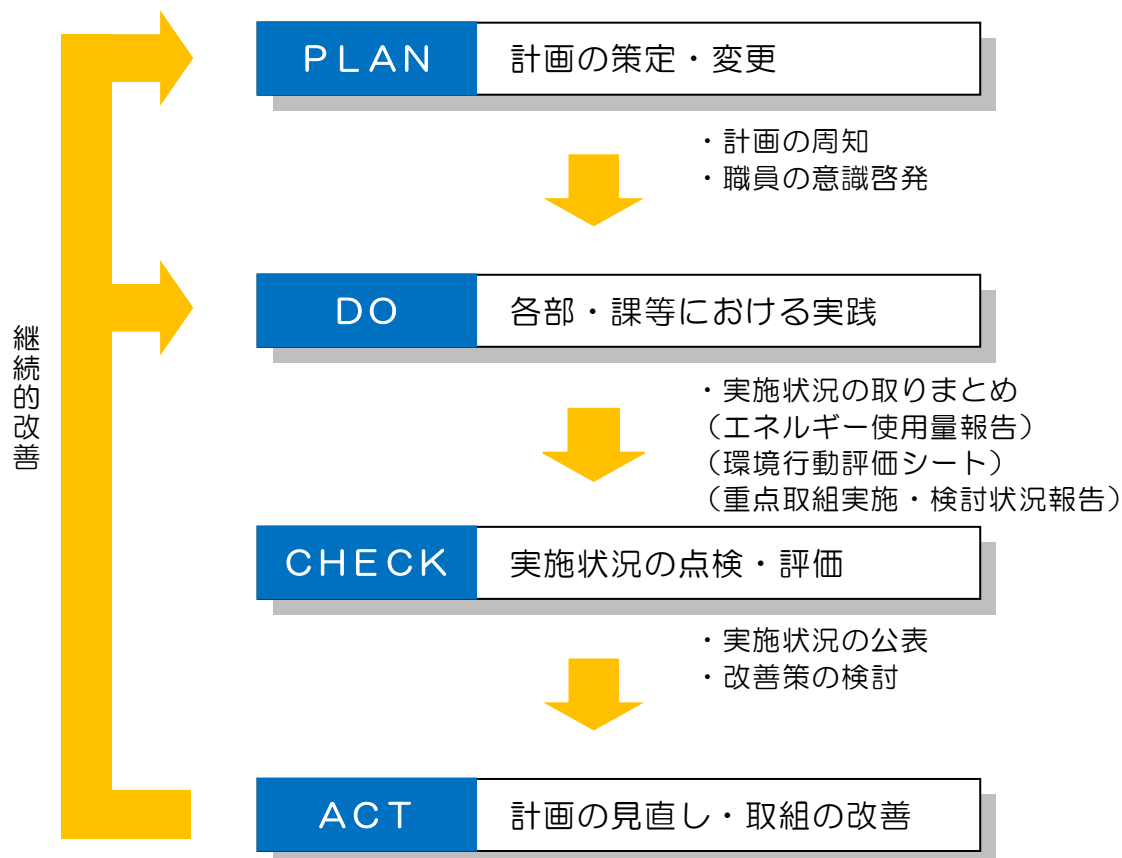
担当	主な役割
市長	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定及び見直しを行う。 計画及び評価結果の公表を行う。
西脇市役所地球温暖化対策本部 (以下「対策本部」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定及び見直しに係る審議を行う。 計画の実施状況の点検及び評価を行う。
西脇市役所地球温暖化対策推進委員会 (以下「推進委員会」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 計画の周知徹底を行い、取組を推進する。 計画の改善策を検討する。
・車両・工事部会	・主にハード面での対策について検討を行う。
・燃料部会	・主に職員の省エネ行動について検討を行う。
・啓発・オフィス事務部会	・主に職員の意識啓発について検討を行う。

担当	主な役割
事務局（生活環境課）	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員からの報告を受け、エネルギー使用量及び環境行動評価シートの取りまとめを行う。 ・計画の実施状況を対策本部に報告する。 ・その他計画の推進に関する庶務を行う。
本部員（各部等の長）	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の構成員及び各部等の責任者として、部内の取組を統括する。
推進責任者（各課等の長）	<ul style="list-style-type: none"> ・各課等の責任者として、本計画を周知し、取組を推進する。 ・所管施設において、省エネ設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入の検討を行う。 ・組織特性や業務内容を考慮し、各課等における自主的な取組を推進する。
推進委員（主査級）	<ul style="list-style-type: none"> ・エコリーダーと連携し、所管のエネルギー使用量及び環境行動評価シートの取りまとめを行い、事務局へ報告する。 ・本計画を周知し、取組を推進する。 ・本計画の改善策等について各所属の意見を取りまとめ、推進委員会（部会）で検討を行う。
エコリーダー（庶務担当者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員を補佐し、エネルギー使用量及び環境行動評価シートを入力等を行う。
全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成、環境負荷削減のための取組を積極的に実施するとともに、実施状況等を推進委員・エコリーダーに報告する。

2 計画の点検・評価方法

本計画に係る温室効果ガスの排出量を削減していくためには、職員一人ひとりが「地球温暖化問題」に関する認識を深め、主体的かつ積極的に取組を進めるとともに、体系的に点検及び評価を行うことにより、確実な進捗を図る必要があります。

計画の推進に当たっては、P D C A「計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、見直し（Act）」サイクルにより計画の実施状況を毎年度点検・評価し、継続的に改善を行うこととします。



(1) 点検方法

- ・ 職員は自らの省エネ行動等の実施状況を環境行動評価シートに入力します。
- ・ 推進委員は、エコリーダーと連携し、所管のエネルギー使用量及び環境行動評価シートを取りまとめ、事務局に報告します。
- ・ 事務局は、各推進委員から報告を受けたエネルギー使用量、環境行動評価シート、その他本計画に基づく重点取組等の実施状況、検討状況等を取りまとめ、傾向の解析を行い、市長及び対策本部に報告します。

(2) 評価方法

- ・ 対策本部は、報告された取組及び温室効果ガス排出量等の点検結果から、取組が確実に実施されているか、また温室効果ガスの排出が確実に抑制されているか評価します。さらに、問題点、課題等を議題として取り上げ、計画の推進方策の改善や見直しを含め協議します。
- ・ 具体的な改善策については、推進委員会（部会）において検討を行います。

3 実施状況の公表

本計画に基づく措置の実施状況及び市の事務及び事業に関する温室効果ガスの総排出量の調査結果は、ホームページ等を活用して公表します。